

宮城大学図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(図書の種類)

第2条 図書館で収集、提供する資料は次のとおりとする。

- (1) 単行書
 - (2) 逐次刊行物
 - (3) 視聴覚資料
 - (4) CD-ROM等の電子化資料
 - (5) その他の資料
- (以下(1)～(5)を「図書」という。)

(利用資格)

第3条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び大学院生
 - (2) 本学の教職員(非常勤の教職員を含む。)
 - (3) 宮城大学総合情報センター長(以下「センター長」という。)の許可を受けた者
- 2 前項第3号の利用者については別に定める。

(身分証明書の携帯)

第4条 利用者は、身分証明書を携帯し、係員から提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(開館時間)

第5条 開館時間は午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日
- (2) 年末・年始(12月28日から1月4日まで)
- (3) 図書整理日
- (4) センター長が必要と認めるとき

(閲覧)

第7条 図書は、館内で自由に閲覧することができる。

(貸出)

第8条 貸出図書の冊数及び期間は次のとおりとする。

- (1) 本学の学生 5冊以内 2週間
- (2) 本学の大学院生 10冊以内 2週間
- (3) 本学の教職員 制限なし 1か月
- (4) 相互貸借利用者 冊数及び期間は別に定める。

2 利用者は貸出予約がない場合に限り貸出期間を更新することができる。

3 センター長は、教育又は研究上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず貸出に特別の扱いをすることができる。

(貸出手続き)

第9条 図書の貸出を希望する者は、カウンターで所定の手続きを取るものとする。

(貸出制限)

第10条 次の図書は、館外に貸出すことができない。

- (1) 貴重図書
- (2) 「館内」の表示のある図書
- (3) 逐次刊行物
- (4) 視聴覚資料

(5) 電子化資料

(6) その他センター長が特に指定した資料

2 前項の規定にかかわらず、センター長は特に必要と認める場合には、資料の貸出について特別の取り扱いをすることができる。

(転貸の禁止)

第 1 1 条 貸出を受けた者は、その図書を転貸してはならない。

(返却)

第 1 2 条 利用者は、貸出を受けた図書を所定の期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、次の場合には、貸出を受けた図書を直ちに返却しなければならない。

(1) 利用資格を喪失したとき

(2) 学生及び大学院生が休学するとき又は停学に処せられたとき

(3) 図書の点検、整理、その他必要があるとき

(督促)

第 1 3 条 センター長は、貸出期間を過ぎても図書を返却しない利用者に対して、督促を行う。

2 センター長は、前項の利用者に対し、図書が返却されるまでの間、新規の貸出を停止することができる。

(複写)

第 1 4 条 単行書、逐次刊行物について学術研究又は学習を目的とし、かつ著作権法(昭和45年法律第48号)に違反しない場合に限り、複写を行うことができる。

2 複写に関する手続きについては、別に定める。

(参考業務)

第 1 5 条 利用者は、学術研究又は学習のため、図書の利用について相談するとともに、図書の所在調査及び事項調査を依頼することができる。

(図書の検索)

第 1 6 条 利用者は、図書館に設置する端末機を利用して図書を検索することができる。

(相互利用)

第 1 7 条 利用者は、他大学の図書館等の利用を希望するときは、センター長にその斡旋を申し出ることができる。

2 センター長は、他大学等から図書館サービスの利用の依頼があったときは、教育及び研究に支障のない範囲において、これに応ずることができる。

(施設、設備の利用)

第 1 8 条 グループ閲覧室、A V コーナー等の施設、設備を利用しようとする者は、所定の手続きを取るものとする。

(図書の汚損等)

第 1 9 条 利用者は図書を汚損、破損又は忘失したときは、直ちにその旨をセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は前項の利用者に図書の修復又は補充に要する経費を負担させるものとする。但し、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(利用の停止)

第 2 0 条 図書館の利用に関する諸規程及び図書館の職員の指示する事項に違反した者には利用を停止することができる。

(補足)

第 2 1 条 この規程に定めるもののほか、利用について必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この規程は平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は平成14年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は平成14年11月20日から施行する。